

■貸出金残高

(単位：百万円)

■中間期末残高	平成24年9月期			平成25年9月期		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	56,327	56,327	—	57,528	57,528	—
証書貸付	1,010,326	1,010,326	—	1,036,834	1,036,834	—
当座貸越	159,729	159,729	—	142,683	142,683	—
割引手形	10,108	10,108	—	8,294	8,294	—
合計	1,236,491	1,236,491	—	1,245,341	1,245,341	—

(単位：百万円)

■平均残高	平成24年9月期			平成25年9月期		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	54,858	54,858	—	56,993	56,993	—
証書貸付	1,004,017	1,004,017	—	1,028,023	1,028,023	—
当座貸越	139,743	139,743	—	140,416	140,416	—
割引手形	9,498	9,498	—	9,054	9,054	—
合計	1,208,118	1,208,118	—	1,234,488	1,234,488	—

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■貸出金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	平成24年9月30日	302,887	248,875	192,650	99,461	
	平成25年9月30日	306,838	258,582	194,643	104,908	317,251	63,116	1,245,341
うち 変動金利	平成24年9月30日	165,398	89,255	68,661	34,545	69,578	82,894	510,334
	平成25年9月30日	173,778	85,492	72,272	35,788	83,059	60,178	510,569
うち 固定金利	平成24年9月30日	137,489	159,619	123,988	64,916	237,055	3,087	726,157
	平成25年9月30日	133,060	173,090	122,370	69,120	234,191	2,938	734,772

■貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種類	平成24年9月30日	平成25年9月30日
有価証券	970	1,154
債権	4,222	3,737
商品	—	—
不動産	185,276	174,628
その他	415	177
計	190,885	179,697
保証	672,165	689,090
信用	373,440	376,554
合計 (うち劣後特約付貸出金)	1,236,491 (2,000)	1,245,341 (2,000)

■支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種類	平成24年9月30日	平成25年9月30日
有価証券	—	—
債権	312	240
商品	—	—
不動産	317	184
その他	—	—
計	630	424
保証	5,405	5,582
信用	5,861	6,063
合計	11,897	12,070

■貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

区分	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	541,527	43.80	541,924	43.52
運転資金	694,964	56.20	703,417	56.48
合計	1,236,491	100.00	1,245,341	100.00

■貸出金業種別内訳

(単位：百万円・%)

業種別	平成24年9月30日		平成25年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,236,491	100.00	1,245,341	100.00
製造業	124,276	10.05	119,898	9.63
農業、林業	1,545	0.12	1,586	0.13
漁業	1,953	0.16	2,175	0.18
鉱業、採石業、砂利採取業	1,756	0.14	2,245	0.18
建設業	55,587	4.50	53,421	4.29
電気・ガス・熱供給・水道業	11,944	0.97	13,650	1.10
情報通信業	8,474	0.69	7,887	0.63
運輸業、郵便業	51,495	4.16	51,210	4.11
卸売業、小売業	148,111	11.98	145,598	11.69
金融業、保険業	26,985	2.18	28,861	2.32
不動産業、物品賃貸業	156,606	12.67	172,243	13.83
各種サービス業	158,388	12.81	158,917	12.76
地方公共団体	173,603	14.04	169,169	13.58
その他	315,763	25.53	318,474	25.57
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,236,491	—	1,245,341	—

■中小企業等向け貸出残高

(単位：百万円・%)

	平成24年9月30日	平成25年9月30日
中小企業等向け貸出	857,782	865,752
総貸出に占める割合	69.37	69.51

(注) 1. 本表の貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分を含んでおりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成24年9月期				平成25年9月期					
	期首残高	増加額	減少額		中間 期末残高	期首残高	増加額	減少額		中間 期末残高
			目的使用	その他(注)				目的使用	その他(注)	
一般貸倒引当金	3,803	3,052	—	3,803	3,052	3,167	2,743	—	3,167	2,743
個別貸倒引当金	12,652	13,183	340	12,312	13,183	13,797	12,625	1,035	12,762	12,625
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	16,456	16,236	340	16,115	16,236	16,965	15,369	1,035	15,929	15,369

(注) 洗替による取崩額

■貸出金償却額

(単位：百万円)

	平成24年9月期	平成25年9月期
貸出金償却額	—	—

■特定海外債権残高

該当ありません。

■貸出債権の状況

(1) リスク管理債権

(単位：百万円)

区分	平成24年9月末	平成25年9月末
破綻先債権 (a)	2,049	1,517
延滞債権 (b)	35,252	34,623
小計 (c) = (a) + (b)	37,301	36,141
3か月以上延滞債権 (d)	—	—
貸出条件緩和債権 (e)	10,918	6,614
合計 (f) = (c) + (d) + (e)	48,219	42,755

用語のご説明

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、会社更生法、破産法、民事再生法等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3か月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しない貸出金です。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3か月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

(2) リスク管理債権に関する担保等の状況

(単位：百万円)

	平成25年9月期				
	破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	合計
貸出金の残高 (A)	1,517	34,623	—	6,614	42,755
担保等による保全額 (B)	1,361	20,171	—	1,970	23,503
未保全額 (A) - (B)	156	14,451	—	4,643	19,251

(注) 担保等による保全額は有効担保額によります。

(3) 金融機能再生緊急措置法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

区分	平成24年9月末	平成25年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15,436	15,761
危険債権	22,314	21,830
要管理債権	10,918	6,614
(小計)	48,669	44,206
正常債権	1,202,030	1,215,304
合計	1,250,699	1,259,511
(小計)の債権額に占める割合	3.89%	3.50%

用語のご説明

注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(4) 破産更生債権等に関する保全・引当状況

(単位：百万円)

	平成25年9月期				
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権	正常債権	合計
債権残高 (A)	15,761	21,830	6,614	1,215,304	1,259,511
担保等による保全額 (B)	9,551	12,665	1,970		
貸倒引当金 (C)	6,210	6,387	1,353	1,390	15,341
保全・引当率 $\frac{(B)+(C)}{(A)}$	100.00%	87.27%	50.26%		

(注) 1. 担保等による保全額は有効担保額によります。

2. 要管理債権に対する貸倒引当金は、要管理先債権に対する一般貸倒引当金を記載しております。